

令和4年度京都府公立高等学校
入学者選抜における対応
(新型コロナウイルス感染防止対策)

令和4年2月2日改訂
京都府教育委員会
京都市教育委員会

目 次

1	令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対応のガイドライン・・・・・・・・・・	1
2	新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者と特定された受検生等への 対応、手続きについて・・・・・・・・・・	8
3	別添資料 新型コロナウイルス感染者、または濃厚接触者と特定され、 検査当日に受検できない者への対応（フローチャート）・・・・・	12
4	京都府公立高等学校を志願する皆さんへ 令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対策にかかわる注意事項・・・・・	14
5	様式F 追検査受検願（記入例）・・・・・・・・・・	16
6	様式H 学力検査等受検上の特例措置申請書A（記入例）・・・・・	17
7	様式例 副申書（中期選抜特例受付連絡用）・・・・・・・・・・	18
8	別紙 健康確認等 自己申告書・・・・・・・・・・	19
9	健康観察記録・・・・・・・・・・	20
10	別添資料 行政検査が実施されない場合のフローチャート・・・・・	21

令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対応のガイドライン

京都府教育委員会
京都市教育委員会

※本ガイドラインは、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日）、令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A（令和3年9月10日）、令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等（令和3年9月14日）、新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年高等学校入学者選抜等の実施について（令和3年12月28日）」、令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について（令和4年1月31日）をもとに作成

1 高等学校における留意事項

（1）事前準備について

①検査場内の座席間の距離の確保

- ・座席の配置は、1メートルを目安に適切な間隔を確保すること。
- ・面接検査場では、受検生と評価者との距離は2メートル以上を確保し、受検生同士の座席については1メートルを目安に適切な間隔を確保すること。

②マスク、速乾性アルコール製剤の準備

- ・検査会場内におけるマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。
（参考）正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>
- ・検査会場の入口や受付、各検査場の入口付近に速乾性アルコール製剤を配置すること。

③検査場の机、椅子の消毒

- ・検査開始前の72時間以上使用していない検査場を除き、検査場準備時に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。また、座席利用者が異なる面接検査等については、検査終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

④監督者等の体調管理、感染対策等

- ・監督者等については、検査前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行い、体調変化の有無を確認すること。
- ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。

⑤別室の対応

- ・体調不良を訴えた者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。
- ・別室は次の4種類を想定の上、中学校等からの申請に応じて適切に対応すること。

- (ア) 特例措置申請に伴う受検生用
- (イ) マスク着用が困難な受検生用
- (ウ) 体調不良を訴えた受検生用
- (エ) 無症状の濃厚接触者である受検生用
- ・上記 (ア) ～ (エ) の別室の受検生を同室とすることは原則不可とする。
- ・(イ)、(ウ)、(エ) の別室については、受検生同士の座席間隔及び受検生と監督者の距離を2メートル以上確保すること。

⑥検査会場外における「密」回避の検討

- ・検査会場入場時の混雑が予想される場合は、入場方法の工夫（入場開始時間を早める、受検番号ごとに入場時間を割り振る等）を検討すること。
- ・休憩時の廊下等において混雑が予想される場合は、可能な限り廊下等の換気を行うとともに会話を極力控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受検生への注意喚起を行うこと。
- ・全検査終了時の混雑が予想される場合は、一斉退出は避け、検査場ごとの退出や、検査会場の列ごとの退出などの工夫を検討すること。
- ・合格発表については、ウェブ発表の利用を積極的に促し、合格発表時の「密」の回避に努めること。

⑦受検生控室の確保

- ・検査の実施方法によって、受検生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為を控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受検生への注意喚起を行うこと。

⑧保護者控室の設置

- ・保護者等外部の者の立入りは、付添い中学校教員を除き、原則として認めない。病弱、遠隔地受検生の付添いで、申し出があり、検査会場への入場を認める場合は受検生と同等の感染予防を講じること。

⑨トイレの使用

- ・トイレ入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。また、混雑を避けるため、複数箇所のトイレの使用ができるよう案内紙を掲示すること。
- ・トイレ内については、換気に注意を払うこと。
- ・体調不良を訴えた受検生や、無症状の濃厚接触者に該当する受検生に対し、別室での受検を認める場合は、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保すること。

⑩関係機関との連携・協力体制の構築

- ・検査終了後に感染者が判明した場合には、濃厚接触者の特定等を行うため、検査会場ごとの受検者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(2) 検査当日の留意事項

①検温対応

- ・検査当日は検査会場入場時の検温は行わないこととする。

- ・受検生に対して、検査当日に自主検温を行い、37.5度以上の熱がある等、体調がすぐれない場合は、受検を取り止め、追検査等の受検を検討するよう事前に周知すること。

②マスクの着用の義務付け

- ・発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査会場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。監督者等についても同様とすること。なお、フェイスシールド又はマウスシールドのみの着用は不可とする。
- ・何らかの事情によりマスクの着用が困難な受検生については、中学校を通じて事前に申し出るよう周知し、別室にて受検させること。中学校を通じての申し出については、あらかじめ高等学校長と連絡、調整の上、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」（様式H）を高等学校長に提出すること。

③検査場ごとの手指消毒の実施

- ・検査場への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を徹底すること。監督者等についても同様とする。

④面接の実施

- ・面接については、受検生と評価者との座席間の距離は、実施する人数や椅子等の配置を工夫するなどして原則として2メートル以上、受検生同士の座席間の距離は、一定の距離を確保するなど、各校の面接検査場の実情にあわせて感染予防（窓の開放等による換気等）を講じること。
- ・面接検査場では、個人や班ごとの座席利用者が異なることをふまえ、面接終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用し、椅子の座面や背もたれ等の拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。

⑤実技検査の実施

- ・実技については、受検生同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離で行う歌唱など、感染リスクの高い内容を控えることが望ましいが、実施に当たっては、高等学校等における具体的な活動場面ごとの感染予防対策、高体連や高文連などの各団体が作成するガイドラインを踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、実施すること。

⑥体調不良を訴えた受検生への対応

- ・検査開始前に本人の申し出により、体調不良を訴えた受検生がいた場合には、別室での受検を提示すること。
- ・検査中に体調不良を訴えた受検生がいた場合は、別室での受検を提示すること。

⑦無症状の濃厚接触者への対応

- ・下記のⅠからⅢまでの要件をいずれも満たしている場合は、無症状の濃厚接触者の受検を認めることとする。ただし、この場合は終日、別室で受検すること。

〈無症状の濃厚接触者の受検を認める要件〉

Ⅰ：初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査^{*1}（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果^{*2}においても陽性であることが判明していないこと。

ただし、やむを得ず、行政検査が実施されない場合は、上記によらず、濃厚接触者

に特定された日から受検当日まで無症状であれば別室での受検を認める。

※1 初期スクリーニングの検査結果が判明するまでは受検不可とすること。

※2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受検は可能であること。

Ⅱ：受検当日も無症状であること。

Ⅲ：公共の交通機関（電車、バス、タクシー^{*3}、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

※自家用車等を利用すること。

※3 感染対策を講じている車両であり、事前に濃厚接触者として予約した場合を除く。

※ 1（1）⑤(ウ)とは別に、原則、新たな別室（1（1）⑤(エ)）を設けること。また、無症状の濃厚接触者や発熱・咳等のある受検生と基礎疾患を有する者、合理的配慮を要する障害等のある受検生を同一の別室で受検させないこと。

※ B.1.1.529系統（オミクロン株）への感染が確定した患者等の濃厚接触者で宿泊施設等からの外出が認められて受検している者の別室については、他の無症状濃厚接触者とは別にすることが望ましいが、検査運営上困難な場合は、同じ別室でもやむを得ない。

※ なお、行政検査が実施されない場合で、感染者と最後に接触があった日（最終接触日）の翌日から国が定める待機期間^{*4}（その間、無症状であること）を終えた場合は、通常通り受検することを認める。

※4 （例）待機期間が7日間の場合、最終接触日が2月8日であれば、待機期間終了は2月15日、待機解除は2月16日。なお、今後、待機期間の変更があった場合、その基準に従うこと。

※ ただし、当該取扱いとは、今後、国の通知により変更となる可能性がある。

⑧無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

- ・⑦に従って、無症状の濃厚接触者の受検を認める場合には、次のⅠからⅣの対策を講じること。

〈無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策〉

Ⅰ：検査会場内において、別室に移動する際、他の受検生との距離が一定間隔空くように留意すること。

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受検生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上も問題ない。

Ⅱ：別室では受検生の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること。

Ⅲ：受検生と監督者の距離を2メートル以上確保すること。

※問題配布、答案回収の際はこの限りではない。

Ⅳ：受検生、監督者ともにマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること。

※「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日決定大学入学者選抜協議会）」によると、「試験期間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受検生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性より比較的低い）。」としている。

⑨換気の実施

- ・検査終了ごとに、可能な限り、窓を開放し、換気を行うこと。
- ・面接検査場においても、可能な限り換気を行うこと。
- ・選抜当日の気温や気候状況等に応じて、温度や湿度が適切に維持されるように、暖房設備を稼働させつつ、こまめに短時間の換気を繰り返し実施するなどの工夫を行うこと。

⑩休憩時や昼食時の対応

- ・受検生に対して、休憩時は極力会話を控えること、昼食時は自席で正面を向いて食事をするよう指示すること。
- ・昼食中は会話をせず、食事後はすぐにマスクを着用することも指示すること。

⑪監督者等の感染対策

- ・当日、検査業務に携わる監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の監督者等と交代すること。
- ・その際、体調不良を訴えた者は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。
- ・別室検査場の監督者は、マスクを着用するとともに、その他の感染対策（フェイスシールド等・ビニール手袋等の着用）を行い、感染防止に努めること。

⑫所管教育委員会との連携

- ・高等学校長は、新型コロナウイルス感染症対策について、必要に応じて、所管教育委員会と協議の上、対応すること。

（３）検査終了後の留意事項

①監督者等の健康観察

- ・検査当日、選抜業務に携わった者については、検査日終了後２週間程度を目安に毎朝、体温測定など健康観察を行うことを要請すること。
- ・体調不良を訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診などの適切な対応をとること。

②検査場の机、椅子の消毒

- ・当日の選抜業務が終了した後に、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。

③保健所等の行政機関への協力

- ・検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検生や監督者、検査関係者等がいた場合には、当該検査会場校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

２ 受検生に対する要請事項

①感染防止のための注意事項

- ・日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。特に、検査日の２週間程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

(参考) 受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～

https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf

②医療機関での受診

- ・検査日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受検できない者

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受検できない。
- ・保健所等により濃厚接触者と特定され、検査日当日、健康観察のために自宅待機を要請されている者は受検できない。ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記1(2)⑦で示す条件のもと、受検できる場合があることから、中学校を通じて志願先高等学校に申し出ること。
- ・外国から帰国し、検疫所から待機を要請されている者で、検査当日も待機要請が解除されていない受験生は受検できない。

④検査当日における対応

- ・検査当日に自主検温を行い、37.5度以上の熱がある等、体調がすぐれない場合は受検を取り止め、追検査等の受検を検討すること。
- ・検査途中で発熱を感じたり、咳等の症状がひどくなる等体調不良を起こした場合は、監督者等に申し出ること。
- ・症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ中学校に相談すること。）を持参し、検査会場では、昼食時以外は常にマスクを着用すること。
- ・休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑤検査当日の服装、昼食

- ・検査当日、検査場の換気のために窓の開放等を行うため、防寒着など暖かい服装を準備すること。
- ・また、当日、昼食を持参した場合、あらかじめ指示された時間内に自席で正面を向いて食事を取り、会話を極力控えること。

⑥「新しい生活様式」等の実践

- ・日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

3 中学校における留意事項

①受験生に対する周知・徹底への協力

- ・上記2①～⑥の要請事項について、受験生に対して周知・徹底すること。

②志願先高等学校との連携・協力

- ・受験生が、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者と特定された場合、中学校を通して必ず志願先高等学校へ連絡し、連携・協力の上で対応すること。

4 実施者側で新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者と特定された場合の対応

- ・受検会場となる京都府公立高等学校の教職員や生徒が新型コロナウイルス感染症罹患患者、濃厚接触者と特定されたことにより、当日の選抜実施が困難となった場合は、実施に向けての対応を、所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。

5 受検生側で新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者と特定された場合の対応

- ・新型コロナウイルスの感染が判明した受検生、又は濃厚接触者で発熱・咳等の症状があることを理由に受検が不可能となった受検生の受検機会を選抜要項の記載のとおり確保することとしている。

ア 前期選抜・特別入学者選抜について

- ・追検査を実施する高等学校、学科、系統等について、追検査日を3月3日（木）に実施し、追検査受検者の合格発表は3月7日（月）とする（選抜要項7，8ページ）。
- ・追検査受検者については、中期選抜願書受付時に前期選抜又は特別入学者選抜の合否が明らかでないため、中期選抜への出願を認める（選抜要項24ページ）。
- ・新型コロナウイルス感染者の受検生以外で、選抜当日のやむを得ない理由による欠席者及び途中退場者についても、追検査日を3月3日（木）に実施する（選抜要項7ページ）。

イ 中期選抜について

- ・3月24日（木）に追加選抜を実施する。追加選抜の対象者は、中期選抜志願者のうち、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と特定されたため、3月8日（火）の中期選抜本検査及び3月10日（木）の中期選抜追検査を受検できなかった者とする（選抜要項27ページ）。
- ・追加選抜受検者の合格発表は3月28日（月）とする（選抜要項27ページ）。

新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者と 特定された志願者等への対応、手続きについて

1. 新型コロナウイルス感染者、及び濃厚接触者で発熱・咳等の症状があること等を理由 に受検が不可能となった志願者への対応について

(1) 受検機会の確保

ア 前期選抜及び特別入学者選抜について

- ・ 追検査について（選抜要項 7 ページ）
- ・ 追検査受検者の中期選抜への出願について（選抜要項 24 ページ）
ただし、既納の学力検査又は入学考査の手数料は還付しない。
- ・ 追検査受検者対象の特例受付日について（選抜要項 25 ページ）
なお、手続き等については、(2) ア(イ)を参照。

イ 中期選抜について

- ・ 追加選抜について（選抜要項 27 ページ）
- ・ 追加選抜の対象者について（選抜要項 27 ページ）

(2) 中学校の対応について

ア 前期選抜、特別入学者選抜について

(ア) 追検査受検の手続き

- ・ 志願者が追検査の受検を希望する場合、中学校長は、欠席した当日の午後 4 時までに、追検査受検願（様式 F（記入例 16 ページ））を志願先高等学校長へ届け出ること（選抜要項 21 ページ）。
- ・ 追検査受検願（様式 F）の「欠席等の理由」欄に、新型コロナウイルス感染者である、又は濃厚接触者と特定され受検ができない旨を記載すること。
なお、この場合に限り、追検査受検願（様式 F）には、診断書等理由を証明する書類の添付は必要がないこととする。

(イ) 追検査受検者の中期選抜出願手続き

- ・ 中学校長は、追検査を受検する志願者のうち、中期選抜の特例受付日（3 月 7 日（月））に出願する者がいる場合、3 月 2 日（水）午後 4 時（必着）までに志願先高等学校まで副申書（18 ページ）を提出すること（選抜要項 25 ページ）。
なお、副申書による提出がない場合は、3 月 7 日（月）の特例受付は認められない（選抜要項 25 ページ）。
- ・ 副申書を提出した中学校長は、3 月 7 日（月）合格発表の後、可否にかかわらず、志願先高等学校へ出願の有無を連絡し、出願する場合は速やかに手続きを行うこと。

イ 中期選抜について

- ・ 志願者が追検査及び追加選抜の受検を希望する場合、中学校長は、欠席した当日の午後 4 時までに、追検査受検願（様式 F）を志願先高等学校長へ届け出ること（選抜要項 26 ページ）。
- ・ 追検査受検願（様式 F）の「欠席等の理由」欄に、新型コロナウイルス感染者である、又は濃厚接触者と特定され受検ができない旨を記載すること。

なお、この場合に限り、追検査受検願（様式F）には、診断書等理由を証明する書類の添付は必要がないこととする。

（３）高等学校の対応について

- ア 前期選抜及び特別入学者選抜において、追検査の受検を希望する志願者がいる高等学校については、３月３日（木）（美術工芸科（京都市立銅駝美術工芸高等学校）については、３月２日（水）及び３月３日（木）、音楽科（京都市立京都堀川音楽高等学校）については、２月２０日（日））に追検査を実施すること（選抜要項７ページ）。また、合格発表については、３月７日（月）午前１０時３０分から午後０時３０分までの間、受付番号で発表すること（選抜要項８ページ）。
- イ 中期選抜において、追加選抜の受検を希望する志願者がいる高等学校については、３月２４日（木）に追加選抜を実施すること。また、合格発表については、３月２８日（月）午後２時から午後４時までの間、受付番号で発表すること（選抜要項２７ページ）。
- ウ 追検査及び追加選抜の実施については、「令和４年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応のガイドライン」を踏まえ、検査会場の消毒や、こまめな換気の実施、検査会場への速乾性アルコール製剤の設置など、可能な限り感染症対策を講じること。

２．無症状の濃厚接触者となった志願者への対応について

（１）受検できる条件

- ア 無症状の濃厚接触者のうち、以下のⅠからⅢまでの要件をいずれも満たしている場合は受検を認めることとする。ただし、この場合は終日、別室で受検すること。
 - Ⅰ：初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するＰＣＲ等の検査※^１（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果※^２においても陽性であることが判明していないこと。
ただし、やむを得ず、行政検査が実施されない場合は、上記によらず、濃厚接触者に特定された日から受検当日まで無症状であれば別室での受検を認める。
 - ※１ 初期スクリーニングの検査結果が判明するまでは受検不可とすること。
 - ※２ その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であつても受検は可能であること。
 - Ⅱ：受検当日も無症状であること。
 - Ⅲ：公共の交通機関（電車、バス、タクシー※^３、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。
 - ※ 自家用車等を利用すること。
 - ※３ 感染対策を講じている車両であり、事前に濃厚接触者として予約した場合を除く。
- イ 志願者は検査当日に、健康確認等自己申告書（１９ページ）を志願先高等学校に提出すること。また、検査当日、上記アⅠ～Ⅲの要件を満たさないことにより、受検できない者は、速やかに中学校までその旨を連絡すること。

(2) 中学校の対応について

- ア 中学校長は、選抜日の1週間前以降で濃厚接触者となり、検査日当日も保健所等の判断により健康観察期間が継続する志願者が特定された段階で、志願先高等学校長にあらかじめ連絡すること。
- イ 中学校長は、上記2(1)アⅠ・Ⅲの要件を満たすことが確認できた段階で、志願先高等学校長とあらかじめ連絡、調整の上で、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」(様式H(記入例17ページ))を志願先高等学校へ提出すること。その後、状況に変化があった場合についても、志願先高等学校長へ速やかに連絡すること。
- ウ 中学校長は、濃厚接触者と特定された志願者から、検査当日に上記2(1)アⅡの要件を満たさないことによって、受検ができない旨の連絡があった場合は、検査日当日の検査開始までに志願先高等学校長へ連絡すること。

(3) 高等学校の対応について

- ア 高等学校長は、中学校長から申請があった場合は、別室受検の対応を取ることとし、「学力検査等受検上の特例措置決定通知書」(様式J)により中学校長に連絡すること。
- イ 該当志願者で当日受検する者がいる場合は、終日別室対応とすることとし、以下の対策を講じること。
 - Ⅰ 検査会場内において、別室に移動する際、他の受検生との距離が一定間隔空くように留意すること。
 - ※完全に動線を別に設ける必要はなく、受検生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上も問題ない。
 - Ⅱ 別室では受検生同士の座席間隔を2メートル以上確保すること。
 - Ⅲ 受検生と監督者の距離を2メートル以上(問題等配布、答案等回収等の際にはこの限りではない)確保すること。
 - Ⅳ 受検生、監督者ともにマスクの着用(鼻と口の両方を確実に覆うこと)を義務付けるとともに、入退出時の手指消毒を徹底すること。
- ウ 検査中に発熱・咳等の症状等の体調不良を訴えた志願者がいた場合は、検査の続行について志願者本人に確認すること。
- エ その他、「令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応のガイドライン」を踏まえ、適切な感染症対策を講じること。

3. その他

(1) マスクの着用が困難な志願者への対応について

- ア 中学校の対応について
 - ・何らかの事情により日常的にマスクの着用が困難な志願者がいた場合、中学校長はあらかじめ志願先高等学校長と連絡、調整の上、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」(様式H)を願書受付日までの早い時期に、志願先高等学校長へ提出すること。
- イ 高等学校の対応について
 - ・高等学校長は、中学校長から申請があった場合は、所管する教育委員会と協議の上、別室受検の対応を取ることとし、「学力検査等受検上の特例措置決定通知書」

(様式 J) により中学校長に連絡すること。

(2) 発熱等の症状による欠席者・途中退場者の追検査受検願に関する手続きについて

ア 前期選抜・特別入学者選抜の場合

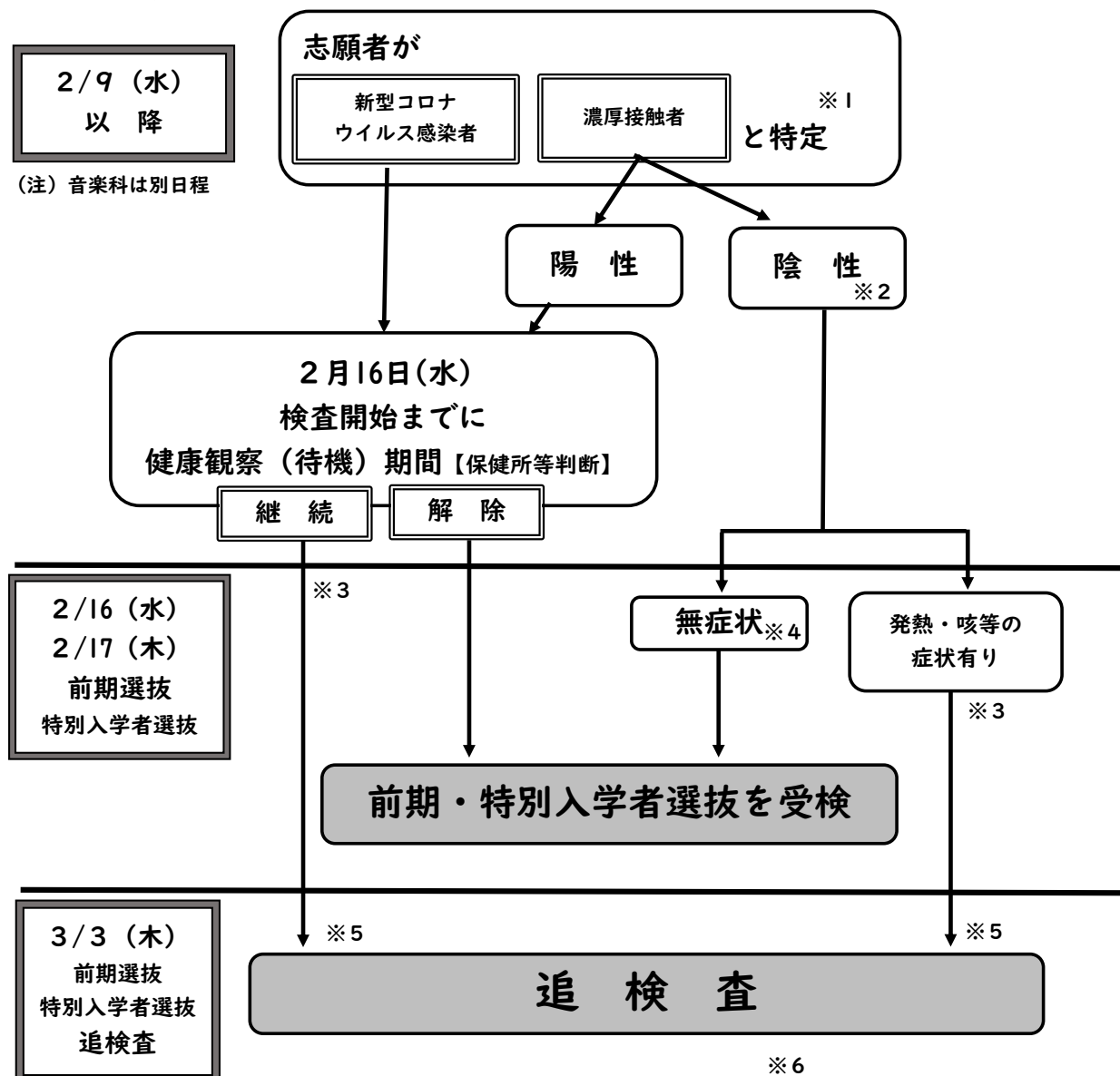
- ・ 追検査を実施する高等学校、学科、系統等において、志願者が追検査の受検を希望する場合、中学校長は検査当日の午後 4 時までに、追検査受検願（様式 F）に診断書等理由を証明する書類を添えて、志願先高等学校長へ届け出ること（選抜要項 7 ページ）。
- ・ 発熱等の症状により、発熱相談センター等に相談した結果、診療が不可となり、診断書等を添付できない場合は、志願先高等学校長へ連絡の上、以下の内容を記した中学校長の副申書を証明書類として添付すること。
 - (ア) 受付番号及び志願者氏名
 - (イ) 検査当日の検温結果及び現在の具体的症状
 - (ウ) 相談を行った発熱相談センター等の名称及び相談日

イ 中期選抜の場合

- ・ 志願者が追検査の受検を希望する場合、中学校長は、検査当日の午後 4 時までに追検査受検願（様式 F）に診断書等理由を証明する書類を添えて、志願先高等学校長へ届け出ること（選抜要項 26 ページ）。
- ・ 発熱等の症状により、発熱相談センター等に相談した結果、診療が不可となり、診断書等を添付できない場合は、志願先高等学校長へ連絡の上、以下の内容を記した中学校長の副申書を証明書類として添付すること。
 - (ア) 受付番号及び志願者氏名
 - (イ) 検査当日の検温結果及び現在の具体的症状
 - (ウ) 相談を行った発熱相談センター等の名称及び相談日

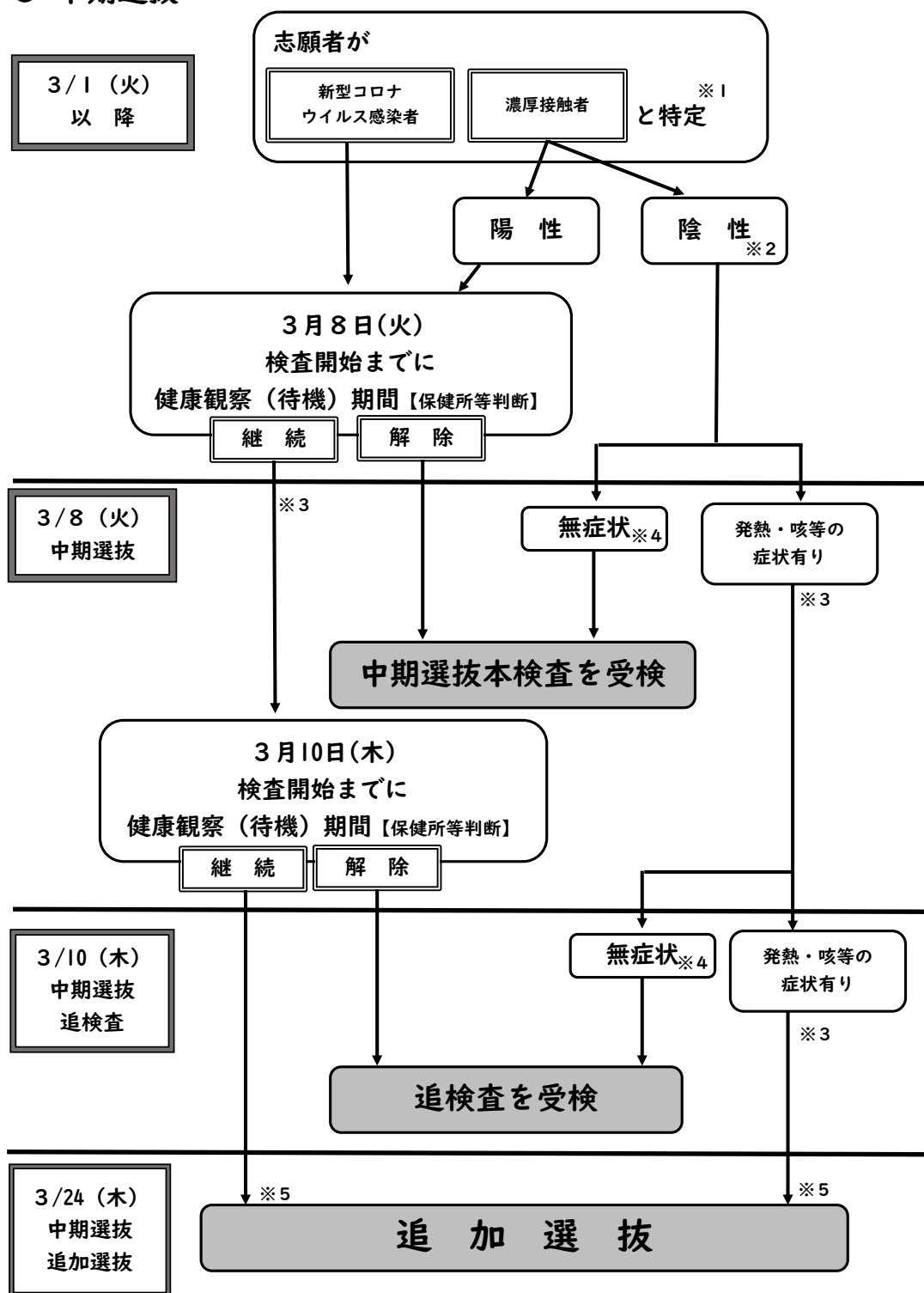
新型コロナウイルス感染者、または濃厚接触者（待機期間 7 日間）
と特定された場合の対応

○ 前期選抜・特別入学者選抜



- ※1… 中学校長は、2月9日（水）以降に志願者が陽性又は濃厚接触者と特定された段階で、志願先高等学校長へ速やかに連絡すること。
- ※2… 中学校長は、濃厚接触者と特定された志願者について、PCR検査等で陰性と判明したこと、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができることが確認できた段階で、志願先高等学校長とあらかじめ連絡、調整の上で、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」（様式H）を志願先高等学校へ提出すること。
- ※3… 志願者が追検査の受検を希望する場合、中学校長は、検査当日の午後4時までに、追検査受検願（様式F）を志願先高等学校長へ届け出るものとする。なお、この場合に限り、診断書等理由を証明する書類の添付は必要ないものとする。
- ※4… 志願者は、「健康確認等自己申告書」を検査当日に高等学校に提出すること。
- ※5… 3月3日（木）検査開始までに健康観察（待機）期間が解除【保健所等判断】されていることが条件。
- ※6… 追検査については、令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において、追検査を実施する旨規定している学科等と音楽科のみ、実施する。

○ 中期選抜



※1… 中学校長は、3月1日(火)以降に志願者が陽性又は濃厚接触者と特定された段階で、志願先高等学校長へ速やかに連絡すること。

※2… 中学校長は、濃厚接触者と特定された志願者について、PCR検査等で陰性と判明したこと、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができることが確認できた段階で、志願先高等学校長とあらかじめ連絡、調整の上で、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」(様式H)を志願先高等学校へ提出すること。

※3… 志願者が追検査および追加選抜の受検を希望する場合、中学校長は、検査当日の午後4時までに、追検査受検願(様式F)を志願先高等学校長へ届け出るものとする。なお、この場合に限り、診断書等理由を証明する書類の添付は必要ないものとする。

※4… 志願者は、「健康確認等自己申告書」を検査当日に高等学校に提出すること。

※5… 3月24日(木)検査開始までに健康観察期間が解除【保健所等判断】されていることが条件。

令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対策にかかわる注意事項

京都府教育委員会
京都市教育委員会

皆さんが安心して受検ができるように以下の注意事項をよく読んで、当日の検査に臨んでください。なお、感染拡大状況により、内容が一部変更される場合がありますので、京都府教育委員会及び京都市教育委員会のホームページで最新情報をご確認ください。

1. 検査前日までの留意事項

(1) 体調管理について

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけてください。

(2) 検温及び健康観察について

毎日、朝などに検温を行い、健康観察を行ってください。特に、検査日の2週間程度前から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認してください。

(3) 医療機関での受診について

検査日の2週間程度前から、発熱・咳等の症状がある志願者はあらかじめ医療機関で受診してください。

(4) 新型コロナウイルス感染症にかかり、選抜当日に入院中または自宅や宿泊施設において療養中の志願者、または、保健所より濃厚接触者として、選抜当日に健康観察や外出自粛を要請されている志願者は受検できません。追検査等の受検をするようにしてください。

【無症状の濃厚接触者については、裏面の3を読んでください。】

(5) 新型コロナウイルス感染症にかかった、又は保健所等より濃厚接触者として特定された場合は、すみやかに中学校に連絡するようにしてください。

2. 検査当日の留意事項

(1) 朝、自宅で検温し、健康観察を行ってください。37.5℃以上の熱がある等、体調不良等の症状がある場合は、受検を取り止め、追検査等の受検を検討してください。

(2) 各自でマスクを持参し、検査会場では、昼食時以外は常に着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）してください。また、予備のマスクも持参してください。フェイスシールドまたはマウスシールドの着用のみでは受検できません。

なお、マスクの着用が困難な事情がある場合は、事前に中学校へ相談してください。

(3) 着用するマスクは、漢字や英文字等が書かれていないものとしてください。漢字や英文字等が書かれているマスク等を着用している場合は、

- 検査場で用意している予備のマスクを着用してもらうことがあります。
- (4) 検査場への入退室ごとに手指消毒を徹底するようにしてください。
 - (5) 昼食時はマスクを着用していないため、会話を控えて、自席で前を向いて食事を取るようにしてください。
 - (6) 休憩時間における飲食については、水分補給等とし、飲食を終えた後は、すみやかにマスクを着用するようにしてください。
また、休憩時間においても、他の志願者との会話や接触はできるだけ控えるようにしてください。
 - (7) 当日の検査場では、窓を開放する等、換気を行いますので、防寒着などの暖かい服装を準備する等の工夫をしてください。防寒着については、漢字や英文字等が書かれていないものとしてください。
 - (8) 検査の途中で、咳等の症状がひどくなったり、発熱を感じたりした場合は監督者に申し出てください。

3. 無症状の濃厚接触者について

- (1) 保健所等から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として、健康観察や外出自粛を要請されている志願者のうち、無症状であれば、以下の①～③の要件をすべて満たしている者は受検が認められますので、中学校に相談してください。
 - ① 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果※¹、陰性であること。ただし、やむを得ず、行政検査が実施されない場合は、上記によらず、濃厚接触者に特定された日から受検当日まで無症状であること。
 - ② 受検当日も無症状であること。
 - ③ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー※²、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。
- ※¹ ①における行政検査が実施された場合は、結果が判明するまでは受検できません。
- ※² 感染対策を講じている車両であり、事前に濃厚接触者として予約した場合を除く。
- (2) 無症状の濃厚接触者で検査当日に受検する志願者は、「健康確認等自己申告書」を記入して、検査当日に志願先高等学校へ提出してください。
 - (3) 終日、別室での受検となります。
 - (4) 上の①～③の要件を満たさないことにより、検査日に受検できない志願者は、検査当日の朝に中学校までその旨を連絡してください。
 - (5) 濃厚接触者であっても、感染者と最後に接触があった日の翌日から国が定める待機期間（その間、無症状であること）を終えた場合は、受検することが可能です。
 - (6) 学級閉鎖等による自宅待機中であっても、濃厚接触者として特定されていない場合は、受検することが可能です。

4. 合格発表について

合格発表の開始時は、高校が混雑することが予想されます。合格発表については、ウェブ上でも見ることがができますので、積極的に活用し、掲示板前での密回避に協力してください。

合格発表日の手続きについては各校の指示に従ってください。

記入例

令和4年度選抜

*

前期選抜
中期選抜
特別入学者選抜

追検査受験願

* 該当する選抜（「前期選抜」・
「中期選抜」・「特別入学者選抜」）
を○印で囲んでください。

受付番号	氏名	第1志望				欠席等の理由
		学校名	学舎・分校名	課程名	学科名、系統等名	
123456	京都 太郎	○ ○		全日制	××科	○ ○ 保健所より新型コロナウイルス感染症患者と特定されたため。 or ○ ○ 保健所より濃厚接触者と特定され、当日に発熱等の症状があったため。

注 学校名の欄には、選抜要項4(1)に規定する高等学校名を記入してください。

上記理由のとおり、学力検査を受検することができなかったので、
追検査
追加選抜
の受検を許可願います。

令和4年 2月 16日

* 該当する検査（「追検査」・「追加選抜」）を○印で囲んでください。

どこの保健所によるPCR検査の結果で特定されたか記載すること。

保護者氏名

京都 花子

印

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

(中学校長副申)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和4年 2月 16日

在学（出身）中学校名

××市立○ ○ 中学校

校長氏名

○ ○ ○ ○

印

(願書提出先)

○ ○ 高等学校長 様

記入例

学力検査等受検上の特例措置申請書A

令和4年 2月 ×日


 京都 立  高等学校長 様

中学校名 ××市立〇〇中学校
 校長氏名 〇〇 〇〇

印

下記志願者の学力検査等の受検について適切な特例措置をとられるよう、申請します。

記

1 氏 名 **京都 太郎** (性別) **男**

2 受検を予定している選抜名称、学舎・分校名及び学科（系統等）名
 （ **前期選抜 普通科 A方式** ）

※ 前期選抜、京都府立清明高等学校特別入学者選抜又は京都府立清新高等学校特別入学者選抜を予定している場合は選抜方式（型）名まで記入してください。

3 障害等の状況

・〇〇保健所（又は学校等）から×月×日に濃厚接触者と特定されたが、
 ×月×日にPCR検査の結果が判明し、陰性であった。
 ・〇〇保健所（又は学校等）から×月×日に濃厚接触者と特定された。
 行政検査が実施されていないため、検査の結果が得られていません。

4 学力検査等において希望する配慮内容

別室での受検

5 中学校における授業時や定期考査等における配慮内容

6 その他特記事項

**保健所（又は学校等）から指示されている健康観察期間（又は待機期間）は
 ×月×日から×月×日までです。検査当日、志願者は〇〇〇（交通手段）を
 利用して、会場に向かいます。**

※ 選抜ごとに提出してください。

副 申 書
(中期選抜特例受付連絡用)

志願者氏名

在学(出身)中学校名

下記のとおり、3月7日（月）の中期選抜特例受付日に出願を希望します。

なお、出願する際は、志望内容を変更いたしません。

志	区 分	第 1 志 望		第 2 志 望
	課 程 名	全 日 制 ・ 定 時 制		全 日 制 ・ 定 時 制
	希 望 順 位	第 1 順 位	第 2 順 位	
	学 校 名 〔 学舎又は分校志願者は学舎又は分校名まで記入してください。〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
望	学 科 名			
	〔 系統等名 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕

保護者住所及び氏名

住所

(電話)

氏名

上記のとおり副申します。

年 月 日

在学中学校担任氏名

在学中学校長氏名



令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜

健康確認等 自己申告書

※ 濃厚接触者で選抜当日に受検をする志願者は、この自己申告書の内容を確認し、必要事項を記入の上、当日検査会場に持参、提出してください。

選抜の種類	前期 選抜	前期 選抜 追検査	中期 選抜	中期 選抜 追検査	中期 選抜 追加選抜
志願先高等学校 (志望学科・方式)					
受付番号					
志願者氏名					

※選抜の種類については、受検する選抜に  を付けてください。

※前期選抜を受検する場合は、方式まで記入してください。

○検査日当日に検温した結果を記入してください。

検 査 日	令和 4 年 月 日 ()
本日の体温	℃ (検温時刻 時 分)

令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜を受検するにあたり、自身の健康等については、以下のとおりです。

○検査日当日の健康状態について

- ・ 自主検温を行い、37.5℃以上の発熱はありません。
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）はありません。
- ・ 咳が続くといった症状はありません。
- ・ 味や臭いを感じないといった症状はありません（味覚障害、嗅覚障害はありません）。

【 健 康 観 察 記 録 】

() 中学校 氏名 ()

- ◆ 朝に体温を測って記入してください。
- ◆ 下記に該当する症状がある場合は○を記入してください。
- ◆ その他の症状がある場合はその内容を記入してください。

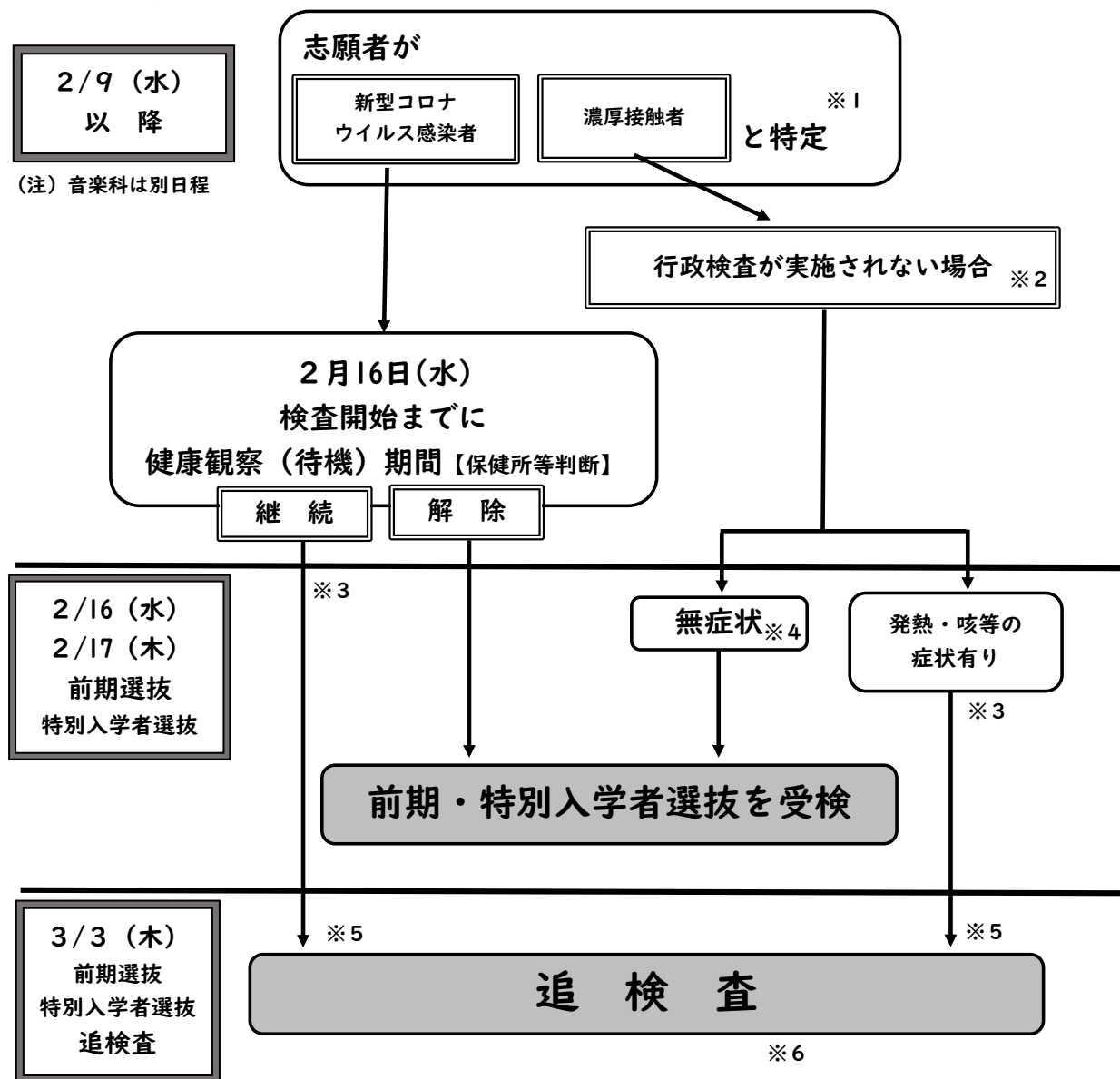
	体 温	自 覚 症 状					
		せ き	のどの 痛み	味覚・嗅覚を 感じない	倦怠感 (だるさ)	息苦しさ	その他の 症状
記入例 2月2日(水)	36.5 ℃			○			
月 日 ()	℃						
月 日 ()	℃						
月 日 ()	℃						
月 日 ()	℃						
月 日 ()	℃						
月 日 ()	℃						
月 日 ()	℃						

※ 必要に応じて活用してください。

別添資料（行政検査が実施されない場合）

新型コロナウイルス感染者、または濃厚接触者（待機期間 7 日間）
と特定された場合の対応

○ 前期選抜・特別入学者選抜



※1… 中学校長は、2月9日（水）以降に志願者が陽性又は濃厚接触者と特定された段階で、志願先高等学校長へ速やかに連絡すること。

※2… 中学校長は、濃厚接触者と特定された志願者のうち、行政検査が実施されない場合、受検当日も無症状であり、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができることが確認できた段階で、志願先高等学校長とあらかじめ連絡、調整の上で、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」（様式H）を志願先高等学校へ提出すること。

※3… 志願者が追検査の受検を希望する場合、中学校長は、検査当日の午後4時までに、追検査受検願（様式F）を志願先高等学校長へ届け出るものとする。なお、この場合に限り、診断書等理由を証明する書類の添付は必要ないものとする。

※4… 志願者は、「健康確認等自己申告書」を検査当日に高等学校に提出すること。

※5… 3月3日（木）検査開始までに健康観察（待機）期間が解除【保健所等判断】されていることが条件。

※6… 追検査については、令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において、追検査を実施する旨規定している学科等と音楽科のみ、実施する。

3/1 (火)
以降

志願者が
新型コロナ
ウイルス感染者
濃厚接触者
と特定 ※1

行政検査が実施されない場合 ※2

3月8日(火)
検査開始までに
健康観察(待機)期間【保健所等判断】
継続 解除

3/8 (火)
中期選抜

※3

無症状 ※4

発熱・咳等の
症状有り

※3

医師の判断
陽性 陽性ではない

3月10日(木)
検査開始までに
健康観察(待機)期間【保健所等判断】
継続 解除

3/10 (木)
中期選抜
追検査

無症状 ※4

発熱・咳等の
症状有り

※3

追検査を受検

3/24 (木)
中期選抜
追加選抜

※5

追加選抜

※5… 3月24日（木）検査開始までに健康観察期間が解除【保健所等判断】されていることが条件。